

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成 23 年 8 月 25 日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）接種シーズン前における各都道府県の供給体制に対する考え方を 8 月 30 日までに、御回答いただいた。

その回答を一覧にして、別紙にまとめたので、他都道府県の取り組みも供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 都道府県担当課及び保健所の役割について

多くの都道府県において、例年どおり各部署がインフルエンザワクチンの需要状況把握、医療機関や卸売販売業との連絡調整、予防接種法関連業務等を実施している。

2. インフルエンザ対策委員会の設置について

ほぼ全ての都道府県において、委員会を設置（設置していない場合でも既存の検討会等に対応する場合を含む。）している。

3. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等の注文量について

ほぼ全ての都道府県において、初回注文が昨年の使用実績を上回らないことや、シーズンを通じての過剰注文を行わないこと等を管内関係者に対して協力要請等の措置を講じている（実施予定を含む。）。

② 医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について

- ・ ほとんどの都道府県において、定期的又は必要に応じ、在庫状況の調査を実施（実施予定を含む。）。
- ・ 全医療機関の在庫把握は事実上困難との回答もある。

③ 返品という商習慣の改善について

- ・ 卸売販売業者に対し大量注文の場合は医療機関への分割納入の協力を要請する。また、医療機関にも分割納入及び返品を前提とした注文及び在庫管理をしないよう協力を要請する。
- ・ インフルエンザワクチンの所要量はその年の流行動向に大きく左右されることから、ある程度の返品はやむを得ないところもある。しかし、毎年大量の返品が発生し、それがワクチン単価に影響を及ぼすようなことがあれば、このような商慣習は国民の理解を得られない。
- ・ 必要量の分割注文等が行われ、返品を前提としない注文がなされている場合は、やむを得ないと考えている。
- ・ 品質の面から原則認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。

④ 高齢者の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について

- ・ 市町村と連携し、接種可能な医療機関の確保に努めるとともに、医療機関の公表など接種に関する周知を行う。
- ・ 流行前の早期接種を行うよう各市町及び県の広報を活用し周知を図る
- ・ 接種を希望する者が12月中旬までに接種を受けることができる計画とするよう市町村に指示する。

⑤ ワクチン不足の場合の対応について

- ・ 関係団体・医療機関の在庫状況を基に医薬品卸業組合に対し融通を依頼する。
- ・ 卸売販売業者、医療機関に融通要請をした後、困難な場合は厚生労働省に融通要請を行う。
- ・ 卸売販売業者等の在庫状況等から必要に応じて県内での調整、連携を図る。
- ・ 県で行った調査情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を実施する。
- ・ 混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整を実施する。

⑥ 住民への周知方法について

- 接種可能な医療機関について調査しホームページで公開する。
- 保健所を通じて情報提供、周知を図る
- 広報誌等により周知する。
- 相談窓口を設置し医療機関の紹介等の情報提供をする。

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
北海道				管内医療機関のワクチン接種者数、在庫量、接種応需可否等の調査の実施	有 (インフルエンザワクチン安定供給連絡会議)	医療機関に対し、ワクチンの予約、注文を行う際には、原則として、前年度の使用実績を上回らないよう依頼。(昨年度同様)	医療機関:必要にに応じ、ワクチンの接種者数、在庫量、接種応需可否等についての接種状況等の調査を実施。卸売販売業者:ワクチンの確保予定量、供給量、在庫量、融通状況等についての調査を実施。(昨年度同様)	医療機関に対し、返品を前提とした注文や在庫管理を行わないよう依頼するとともに、分割納入に協力するよう依頼。(昨年度同様)	市町村に対し、接種を希望する者が12月中旬まで接種が受けられるように計画を策定し、当該期間内での予防接種の実施を行うよう依頼。	医療機関及び卸売販売業者に必要な協力を依頼するが、なお、道内において予防接種に支障がある場合には、国に対し融通用として保管しているワクチンの追加供給を要請。(昨年度同様)	各保健所において、住民からの問い合わせに対応。(昨年度同様)	
青森					有	医薬品卸組合を通じて各卸売業者の受注状況等を確認を実施。(昨年度同様)	必要に応じて随時調査を実施。(昨年度同様)	医療機関及び卸売業者に対し、返品しないよう依頼。(昨年度同様)	各市町村に対して、12月中旬までに実施するよう依頼する予定。	各医療機関及び卸売業者の在庫状況を基に医薬品卸組合に対し、卸売業者を通じた融通を要請。(昨年度同様)	接種可能な医療機関について調査し、ホームページで公開。(昨年度同様)	
岩手	○医療推進課(感染症担当) ・インフルエンザ対策委員会の運営 ・感染症法及び予防接種法全般に関すること ○健康国保課(業務担当) インフルエンザワクチンの卸売販売業者における在庫状況の確認				有	過度の注文量とならないように医療機関等を指導。(昨年度同様)	県医薬品卸業協会の協力のもと、例年、卸売販売業者の在庫状況及び医療機関への供給状況に関する調査を実施。また、必要に応じて医療機関の在庫状況調査を実施。(昨年度同様)	対象者の把握が困難な状況では、ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、大量在庫を抱えて返品することがないよう分割納入の徹底が必要。(昨年度同様)		県医薬品卸業協会の協力のもとに県内での調整は行っているが、医療機関の在庫状況を踏まえて医療機関間での融通が必要。	公式ホームページへの掲載。	
宮城					有 (インフルエンザワクチン安定供給会議の開催について現在検討中)	必要量以上の注文を行わない。(昨年度同様)	従来どおりの期間を設定した医療機関における在庫調査は実施しない。ただし、在庫量を短期間で把握することが可能な体制を検討し周知する予定。	必要量以上の発注を受けないように通知。(昨年度同様)		県医薬品卸組合に融通するよう通知。	各市町村広報、県のホームページ等で周知(昨年度同様)	
秋田					有 (インフルエンザワクチン安定供給対策会議)	注文量が一昨年の使用実績を上回らないこと。卸売業者には追加注文を受ける際は医療機関の在庫を確認のうえ必要量の供給を随時行いワクチンの偏在が起らないよう協力を要請。(昨年度同様)	保健所による調査、その他の方法について関係団体等と協議予定。(昨年度同様)	卸売業者に医療機関への分割納入の協力を求める。また、医療機関にも分割納入及び返品を前提とした注文及び在庫管理をしないよう協力を要請。(昨年度同様)	公費補助期限を2月末とするものの、出来るだけ早期に接種を済ませるよう啓発する。	地域的にワクチンが不足した場合は、卸売業者が備蓄しているワクチンを融通するよう協力を求める。県全体で不足した場合は国へ調整を求める。また、卸売業者に医療機関への未納品の予約解除について協力を要請。(昨年度同様)	ホームページ、市町村広報等を活用し周知を図る。電話等による相談に対応。(昨年度同様)	
山形					有	国の通知を受け、県医師会、県医薬品卸業協会等に対し、適正な数量の注文等の協力を依頼。	必要に応じて、医療機関等、卸売販売業者の在庫等調査を実施。(昨年度同様)	返品を前提とした注文は、絶対に行わないよう医療機関等に要請。(昨年度同様)	定期二種予防接種については、接種の努力義務はなく勧奨もしないこととされているが、本県においては、県内の全市町村が参加した広域実施体制を例年通り整備し、かかりつけ医による接種が受けやすい環境づくりを行う予定。	医療機関等における在庫、今後の接種予定数を確認し、偏在が確認されたときは、医療機関等に融通を要請。(昨年度同様)	医師会において接種可能な医療機関リストをとりまとめ、市町村に提供することによって、広報などで活用。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勸奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
福島				各保健所管内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整	有 (インフルエンザ対策専門委員会(必要に応じ開催)参集者:行政(各保健所、衛生研究所等)、医師会、病院協会、薬剤師会等)	初回注文時には前年実績を上回らないよう文書にて依頼。(昨年度同様)	ワクチン不足等の状況によっては、定期的な実施。(昨年度同様)	在庫を抱えることにより、適正な流通の妨げとなることから、関係団体に返品を行わないよう要請。また、医師会等を通じ、適正な流通に努めるよう要請。(昨年度同様)	補助期限の設定については各市町村毎に定められており、また勸奨については県のホームページなどを利用して周知。(昨年度同様)	ワクチン不足等が発生した場合、定期的に在庫量調査を行い、結果をホームページ等で公開。調整が必要な場合は医師会等関係機関と連携をとって対応。(昨年度同様)	在庫調査に基づき、各保健所ごとに接種可能な医療機関名をホームページ等を利用して情報提供。	
茨城					有 (そのシーズンの状況に応じて必要があれば開催 今年度は9月中にインフルエンザワクチン流通対策会議を開催予定)	初回注文量が昨年の実績を上回らないよう協力を要請。(昨年度同様)	卸売業者へ、医療機関への納品数・在庫数等の定期的な報告を依頼。(昨年度同様)	返品を前提とした注文を行わないように医療機関等に対して協力を要請。(昨年度同様)	勸奨の啓発策として、定期接種対象者等への配慮について、市町村及び医療機関より周知を要請。	医療機関の在庫状況を調査し、状況に応じて県内の融通や国へ融通を要請。(昨年度同様)	主に市町村からの通知や広報誌、ホームページ等で周知。(昨年度同様)	
栃木					有	医療機関、卸売販売業者に対して、全注文量が前年の使用実績を上回らないように通知。(昨年度同様)	卸売販売業者へ、医療機関への納品数・在庫数等の定期的な報告を依頼。(昨年度同様)	医療機関に対して、分割注文の徹底及び原則として返品を行わないよう通知。(昨年度同様)	県内全市町で接種費用の一部を補助しており、その設定及び周知の方法については、各市町村で対応している。	ワクチン不足が生じた場合は、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を実施。(昨年度同様)	ホームページ等で周知する。	
群馬					有 (新型インフルエンザ発生時等には対策本部を設置する。ワクチンに特化したものではない。)	国の通知を受け、県医師会、各都市医師会、医薬品卸協同組合、県病院協会等に協力を要請。依頼済。(昨年度同様)	卸売販売業者については、緊急の在庫調査に対応できるような体制整備を準備中。緊急時以外は定期的に報告を求める。 医療機関については、緊急時のみ医師会の協力を得て調査を実施する予定。(昨年度同様)	改善するよう関係者に協力要請しているが、多少の返品はやむを得ないと考えている。(昨年度同様)	流行前に接種が終了するように、市町村へ依頼。(昨年度同様)	卸売販売業者及び医療機関への対応 卸売販売業者を介した医療機関間の融通は、品質確保等の観点から難しいので、不足数量を詳細に調査したうえで、国が確保しているワクチンの融通を求める。(昨年度同様)	○住民への対応 定期予防接種を実施している医療機関については、各市町村が健康のしおりやホームページ等を利用して住民に周知。(昨年度同様)	
埼玉					有	国の通知を医師会を通じて周知し、医療機関の協力を求めたい。(昨年度同様)	従来の季節性インフルエンザワクチンと同様に在庫調査を実施。(昨年度同様)	従来の季節性インフルエンザワクチンと同様に、余った返品する商慣習は改めるべき。(昨年度同様)	予防接種実施率を向上させるためには、交付補助期限の設定、推奨習慣は改めるべき。(昨年度同様)	医療機関同士の融通は困難であるため、緊急調査により実態を精査するうえ、不足分については国に融通用ワクチンの提供をお願いした。(昨年度同様)	市町村及び保健所が広報等により実施する。(昨年度同様)	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について	
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について		
千葉					有	県医師会、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉県支部を通じ、初回注文は前年の使用実績を上回らないよう各会員への理解を求めた。(昨年度同様)	県医師会、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉県支部を通じて、卸売販売業者の在庫量の調査(定期報告及び緊急報告)を実施。また、厚生労働省からの緊急調査に対応するために、事前に医療機関及び卸売販売業者の在庫数についての試行調査を実施。(昨年度同様)	県医薬品卸協同組合の協力のもと、ワクチン注文量が100本以上の医療機関を把握するとともに、卸売販売業者の在庫量の調査(定期報告及び緊急報告)を実施。また、厚生労働省からの緊急調査に対応するために、事前に医療機関及び卸売販売業者の在庫数についての試行調査を実施。(昨年度同様)	県医師会長、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉県支部長あてに平成20年7月8日付けの厚生労働省関係課長からの文書を通じ、各会員に返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう理解を求めるとともに、県医薬品卸協同組合長あて同文書を通じ、組合員に分割納入を行うよう理解を求めた。(昨年度同様)	インフルエンザ実施要領に基づき実施する。	県医師会及び県医薬品卸協同組合の協力のもと、供給に余裕のある地域から不足の地域に在庫ワクチンの融通を要請。(昨年度同様)	保健所から管内の接種希望者へ情報提供を実施。(昨年度同様)	
東京					有 状況により開催(都内において、ワクチン不足が見込まれる状況となった場合に必要に応じて開催)	適正な発注を行うべきである。(昨年度同様)	定期的な在庫状況の報告を求めている。(昨年度同様)	品質の面から原則として認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。(昨年度同様)	主に流行期間中を公費補助期間とし、区市町村及び都の広報媒体で接種勧奨を実施。(昨年度同様)	混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整。(昨年度同様)	区市町村の広報を主体として住民に周知。(昨年度同様)		
神奈川				インフルエンザの予防対策に関する普及啓発、情報提供等	有 (必要に応じ、インフルエンザ対策に係る関係者打合会を開催し、状況に応じた対応策を協議する予定。)	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対し、適正な数量の注文等の協力要請を依頼済。(昨年度同様)	医療機関に関しては、調査対象医療機関を選定した調査を検討。また、卸売販売業者に対する調査は、ワクチン不足の状況に応じて、実施を検討。また、市町村に対して定期の予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無についての把握調査を検討中。(昨年度同様)	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、注文及び在庫管理にあたって返品が生じない旨、返品可能な商慣行は、市場取引により行われているものであり、協力要請も強制力はないため、実効性においては限界がある。(昨年度同様)	市町村あて、高齢者等の予防接種の勧奨期限について配慮いただきたい旨の依頼を検討。	ワクチン不足時等の状況に応じた医療機関、卸売業者等に対する在庫状況等の調査、及びワクチンの地域間融通については、各関係者と調整、連携しながら検討を進める。接種希望者に対しては、県保健福祉事務所等での情報提供も検討。(昨年度同様)	万一、ワクチンの不足、偏在が生じた場合は、適切に情報提供を実施。(昨年度同様)		
新潟					有 (ワクチン不足時等必要に応じて会議を開催する予定)	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者連名で、過剰な注文とならないよう医療機関へ通知済。(昨年度同様)	在庫等の調査は、卸売業者に対しては10月～3月、医療機関に対しては11月中旬に実施予定。(昨年度同様)	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者連名で、原則として返品は認めない旨、医療機関へ通知済。(昨年度同様)	予防接種の時期については、インフルエンザの流行前(10月～11月)の接種をよびかける。(昨年度同様)	全県的なワクチン不足が発生した場合には、速やかに国へ融通用ワクチンの供給を要請。(昨年度同様)	医療機関の在庫状況調査結果等に基づき、接種可能な医療機関等を紹介することを検討する。(昨年度同様)		
富山					有 (平成11年度から「インフルエンザ対策連絡会議」を設置しており、同会議の中で運用。)	医師会、公的病院、卸業協同組合あて、注文量が昨年使用実績を上回らないよう、また追加注文は必要量以上注文しないよう通知。(昨年度同様)	卸売業者における在庫状況については、定期的に把握予定。医療機関については、すべてを対象とした在庫状況の把握は困難であることから、必要に応じて感染症のモニター医療機関を対象に調査予定。(昨年度同様)	医師会、公的病院、卸業協同組合あて改善に努めるよう通知。返品を前提とした注文、在庫管理をしないよう、返品数量の多い医療機関については、国において医療機関名称の公表等も検討されていることを通知。(昨年度同様)	公費補助期限は市町村により設定。(概ね10月～12月を接種実施期間として設定)県からはポスター等の啓発資材を市町村に配布し、市町村から流行前接種の啓発を実施。(昨年度同様)	予防接種実施状況の把握に努め、不足の際には融通を要請。(昨年度同様)	医師会や医療機関、市町村等との協議のうえ、接種実施医療機関などの情報提供を実施。(昨年度同様)		

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
石川					有 (10月中旬にインフルエンザ対策会議を開催する予定。)	国の通知を受け、医師会、薬業卸協同組合を通じ、ワクチンの予約・注文量が、昨年の使用実績を上回らないよう通知。(昨年度同様)	昨年まで使用量の多かった医療機関をモニター機関として依頼し、モニター医療機関とワクチン卸売業者から定期的に在庫量等について報告を受ける。(昨年度同様)	国からの通知について、医師会、薬業卸協同組合を通じて、返品を前提とした注文及び在庫管理は行わないよう医療機関及び卸売業者に通知するとともに、会議において要請。	市町が医師会と調整の上、インフルエンザ流行前(例年10月頃から開始)から実施している。公費補助期間については市町によって設定期間が異なる。(昨年度同様)	在庫量調査結果に従い、融通できる医療機関がないか確認し、調整する。対応困難となった場合には、厚生労働省と協議の上、融通用に保管されているワクチンの供給等を要請。(昨年度同様)	実施主体である市町が適切に広げられるように保健所とともに指導していく。(個人通知、広報紙、ちらし、ホームページ等)	
福井					有 (感染症予防対策委員会)	昨年使用実績を考慮して受注するよう要請。(昨年度同様)	医療機関については、各保健所で調査。卸売販売業者については、県庁で調査。(昨年度同様)	関係者に対し、協力を要請。(昨年度同様)	国の通知に従い、各市町に指導する予定。	接種可能な医療機関について情報提供を実施。(昨年度同様)	各市町村や健康福祉センター(保健所)を介して情報提供を実施。(昨年度同様)	
山梨					無 医師会、医薬品卸、保健所、医務、感染症担当で構成する連絡会議を開催しているため	通年の使用量を勘案した注文量とするよう医師会へ要請。(昨年度同様)	必要に応じて卸売販売業者を通じた調査を依頼。(昨年度同様)	連絡会議で改善を要請。(昨年度同様)		医療機関、卸売販売業者に対して融通の協力を依頼。(昨年度同様)	医療機関、卸売販売業者に対して融通の協力を依頼。	
長野					無 (「インフルエンザ対策委員会」の設置はないが、当該委員会と同様の機能を持たせた「インフルエンザワクチンの安定供給に係る打ち合わせ会議」(9月下旬開催予定)を開催している。)	ワクチンの初回注文量が一昨年の使用実績を上回らないように、また、追加注文を行う際には、医療機関内のワクチンの在庫の消費状況を確認しながら、必要量の注文を随時行うよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請。(昨年度同様)	卸売販売業者のワクチンの在庫状況を定期的に調査する。また、インフルエンザの患者発生状況等を注視しながら、医療機関のワクチンの在庫状況を必要に応じて調査する。調査結果については、医師会、医療機関、保健所等を通じて接種希望者に情報提供を実施。(昨年度同様)	返品という商慣習について、その改善に努めるとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請。(昨年度同様)	県として公費補助の予定なし。	必要に応じて医療機関の在庫状況を調査し、医師会、医療機関、保健所等と協力しながら接種希望者に情報提供を実施。また、融通の要請があった場合には、医療機関においてワクチンの品質の確保がなされていることを確認した上で積極的に融通に協力するよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請。(昨年度同様)	県ホームページ、保健所窓口等を介して情報提供する予定であるが、効果的な周知方法についてその都度、医師会、医療機関を交えて検討。(昨年度同様)	
岐阜					有 (患者の発生動向を注視し、患者数が著しく増加するなど例年と異なる状況が把握された場合)	必要に応じて調査を実施する。	必要に応じて調査を実施する。	返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、関係機関に通知済。	勧奨については、12月中旬まで。	地域医師会及び医薬品卸協会の協力により県内融通する。また、県内でまかなうことができない場合は、厚生労働省に依頼。(昨年度同様)	市町村と連携し、ホームページ、広報紙等を利用し周知。	
静岡					有 (静岡県予防接種対策委員会において協議することとしている。)	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業協会等へ協力を依頼。(昨年度同様)	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業協会等へ協力を依頼。(昨年度同様)	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業協会等へ協力を依頼。(昨年度同様)	国の通知により接種計画を策定するよう各市町に周知している。勧奨の啓発は各市町の広報紙が主である。(昨年度同様)	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業協会等へ協力を依頼。(昨年度同様)	ホームページ、広報紙等を作成して、住民等からの照会に対応できる体制を整備。(昨年度同様)	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
愛知					有 (平成23年9月6日開催済)	原則として、予約・注文量が一昨年の使用実績を上回らないように、医療機関及び卸売販売業者に通知済。(昨年度同様)	医療機関については、感染症発生動向調査の定点等を対象に在庫調査を適宜行う予定。卸売販売業者については、定期的(週1回)に在庫状況等の報告を求め、流通状況を把握する予定。(昨年度同様)	適宜発注、分割納入の実施等により、返品を前提とした管理を行わないように関係者に通知済。(昨年度同様)	接種を希望する者が12月中旬までに接種を受けることができる計画とするよう市町村に指示。また、ホームページや県広報紙等の媒体を利用した予防啓発を実施。(昨年度同様)	卸売業者に対する調査の結果などから、必要に応じて県内での調整を図る。県内での不足の状況を確認した場合は、国へ融通を要請。(昨年度実施)	接種可能な医療機関の把握に努め、住民への情報提供を実施。(昨年度同様)	
三重					無 (予防接種に関する事項は、「県公衆衛生審議会予防接種部会」で検討。)	医師会、病院協会等に適正な発注を行うよう協力を要請。(昨年度同様)	卸売販売業者への在庫等調査は可能である。医療機関の在庫状況調査は必要に応じて電話等での調査を実施。(昨年度同様)	インフルエンザワクチンの所要量はその年の流行動向に大きく左右されることから、ある程度の返品はやむを得ないところもある。しかし、毎年大量の返品が発生し、それがワクチン単価に影響を及ぼすようなことがあるとすれば、このような商慣習は国民の理解を得られない。(昨年度同様)	毎年、県公衆衛生審議会予防接種部会において、標準接種推奨期間(10月15日～1月31日)を決定し、各市町へ周知している。殆どの市町ではこの期間を基準に実施しているが、流行時期が毎年異なることを踏まえ、必要に応じて延長するなど柔軟に対応する市町もある。(昨年度同様)	情報提供により、地域、あるいは県内で調整する。県内調整の限界を超えた場合は、国に依頼。(昨年度同様)	本県では、個別接種における県内市町村の相互乗り入れ体制が整備されているため、特段問題は無いと考える。ただし、必要な場合は、実施主体である市町から住民へ周知するよう指導。(昨年度同様)	
滋賀					有 (毎年11月に開催)	昨年度の使用実績を上回らないように、また追加注文をする際には、在庫を確認した上で、必要量の注文を随時行いワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入に協力するよう医師会、病院協会を通じて各医療機関に通知。(昨年度同様)	迅速に把握できる体制を整えている。(昨年度同様)	医療機関に対し、返品を前提とした注文を行わないよう通知。(昨年度同様)	市町において、新型インフルエンザワクチン接種事業と併せて実施し、市民に啓発されるよう依頼。(昨年度同様)	流通在庫が減少するシーズンにおいて、偏在が発生しないよう、平成23年12月1日を目途に未納品の予約取り消し等の措置について配慮するよう通知。県内で賅えなくなった場合は、国へ融通用ワクチンを要請(昨年度同様)。	市町広報紙、市町ホームページ等で接種可能な医療機関を周知。(昨年度同様)	
京都				市町村指導	有 (平成23年秋頃)	市場流通のため、特に把握しない予定。(昨年度同様)	現在のところ、医療機関の在庫調査を行う予定はないが、卸売販売業者については適宜在庫量の把握を行う。(昨年度同様)	医療機関でのワクチンの抱え込みを防ぐため、原則返品不可とするよう、医療機関及び卸売販売業者に要請。(昨年度同様)	昨年度の新型インフルエンザワクチン接種事業の影響で10月から実施する市町村が約半数見られる。	ワクチンが不足した場合は、卸売販売業者に出荷調整を要請。国に備蓄用ワクチンの追加放出を要請。なお、医療機関在庫の偏在による不足の場合には、相互融通の実施可能性を検討。(昨年度同様)	市町村広報紙等による。	
大阪					有	引き続き、医師会等に過剰な量の発注を行わないよう、協力を要請。(昨年度同様)	医療機関数が10,000以上あり、医療機関全体の在庫数の把握は事実上困難。卸売販売業者の在庫数は、卸売販売業者等との連携の下、状況把握に努める。(昨年度同様)	他の医薬品と同様に医療機関からの返品不可が適当。早期に返品不可となるよう国に対して要望する。(昨年度同様)	インフルエンザ予防接種実施要領の主旨に沿った事業を行うよう、各市町村に依頼する。勧奨の啓発については、府としても啓発チラシを作成し医療機関等に配布。(昨年度同様)	ワクチン不足が発生した場合、混乱を招かないよう適切な情報提供に努める。卸売業者・医療機関との連携を図り、対応を検討することになる。(昨年度同様)	通常時の接種可能な医療機関は府ホームページ等で提供している(任意接種含む)。定期の接種可能医療機関について、ワクチン不足時は把握が困難であり、各市での対応になる。(昨年度同様)	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
兵庫					有	医療機関が予約・注文を行う際は、昨年の使用実績を上回らないよう、また、追加注文については、必要量の随時注文とするよう、医療関係団体及び卸売販売業者に対し、文書で要請。(昨年度同様)	医療関係団体及び卸売販売業者に対し、シーズン中に、必要に応じた在庫状況等調査に協力いただくよう文書で要請。(昨年度同様)	医療関係団体及び卸売販売業者に対して、改善に努めるよう文書等で要請している。また、医療関係団体に対して、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう文書で要請。(昨年度同様)	ガイドラインにおいて、ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5ヶ月とされているため、過去の発生状況から、接種時期は10月から12月中旬までの間に行うことが適当であり、それに合わせた公費補助期限の設定必要と考えている。	ワクチンが不足した場合の対応策を、左記の供給連絡会議(委員会)において、予め調整を図ることとする。(昨年度同様)	接種可能な医療機関については、各市町村により周知する(昨年度同様)	
奈良					有	昨年同様、各医療機関からの注文量は前年度使用実績を上回らないようにする。(昨年度同様)	国の依頼による卸売販売業者の供給状況調査は可能であり、医療機関への調査については、昨年同様医師会との協議により実施。(昨年度同様)	返品率は年々改善されているものの、卸売販売業者への指導だけでは限界がある。(昨年度同様)	国からの情報を市町村に提供する。(昨年度同様)	卸売販売業者に対する在庫等の確認、ならびに品質を確認した上で、再販等の依頼を行う。(昨年度同様)		
和歌山					有 (ワクチンの需給量が著しく不足すると予想された際に開催)	初回注文量が一昨年度の使用実績を上回らないよう関係団体等に依頼。(昨年度同様)	卸売販売業者に対して発注状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等にも実施。(昨年度同様)	医療機関からの注文の際、使用状況をみながら必要量の注文を随時行うこと、大量注文の場合は、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入することなど、医療機関の在庫が生じないよう関係団体等へ文書により協力依頼。(昨年度同様)	市町村が広報等により、インフルエンザの定期の予防接種実施要領に基づいた公費補助期限を周知。また、県ホームページ(感染症情報センター)等において、インフルエンザ対策の周知を図る。	地域間等でのワクチン融通等が実施できるよう協力及び調整予定。(昨年度同様)	医療機関の同意のもと、医療機関におけるワクチン在庫情報等接種可能な医療機関を保健所等により公表できるよう調整予定。(昨年度同様)	
鳥取					有	昨年度の使用実績を上回らないよう指導。卸売販売業者に対して、予約状況調査を行い確認する予定。(昨年度同様)	卸売販売業者に対して予約状況調査及び在庫状況調査を実施予定。医療機関に対する調査については、不足が見込まれる場合に随時で在庫状況調査を実施。	県医師会の協力のもと、ワクチンを返品を行わないよう指導。	定期接種の公費補助については、例年多くの市町村がシーズン前に接種完了すべきことから12月末までもしくは1月末まで実施となっている。県として特設公費補助期限の設定(延長)について、実施主体である市町村に指導等を行っていない。定期二類の予防接種は、そもそも「勧奨」という行為が不可能であるため「お知らせ」という意味合いに置き換えて回答する。)ワクチン接種の住民へのお知らせについては、市町村が独自に個別通知を行ったり、広報誌に掲載したりしているが、県独自の取り組みとして、インフルエンザ対策の一環の中でワクチン接種につ	在庫調査の結果を元に、県内で融通を行う。県内での融通が困難な場合は、国に融通を要請。(昨年度同様)	県ホームページに掲載し、周知を行う。(昨年度同様)	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)							その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発案について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について		
鳥 根					有 (平成23年9月中旬に設置予定)	使用実績を上回らないよう関係団体に対して公文書で協力を依頼する他、受注時に適切な確認を行うよう各医薬品卸売販売業者へ依頼。(昨年度同様)	ワクチンの不足又は偏在が疑われる場合等、必要に応じて実施。(昨年度同様)	返品が生じないよう関係団体あてに対して公文書で協力を依頼する他、各医薬品卸売販売業者へ分割納入への協力を依頼。(昨年度同様)	市町村に対して公文書で依頼。(昨年度同様)	インフルエンザ対策委員会を実施し、地域間での融通等、流通のコントロールを検討。(昨年度同様)	県ホームページに各市町村の予防接種担当課の連絡先を掲載し、住民からの問い合わせには、各市町村又は保健所が接種可能な医療機関を案内。(昨年度同様)		
岡 山					有	関係団体に対して医療機関等の初回注文量が昨年度の使用実績を上回らないように協力を依頼。(昨年度同様)	卸売販売業者に対して在庫等の調査を実施予定。(頻度未定)	公文書により関係団体に対して返品を行わないように協力を依頼。(昨年度同様)	公文書により市町村に対して高齢者等の予防接種法対象者に対する接種奨励期限について、12月中旬までの間に期限を設定するよう周知。(昨年度同様)	地域における融通は、地域医師会が中心となり調整を図る。また、県内で融通がつかない場合は、国へ融通用ワクチンの供給を要請。	定期予防接種に係る県内相互乗り入れ可能な医療機関については、ホームページ等により周知。		
広 島					有 (インフルエンザ需給調整連絡会設置(H16.9.2)以下「連絡会」という。)	シーズンを前に連絡会を開催し、昨年度の納入実績、接種実績を基に、適正なワクチン量を注文し、偏在等発生しないよう、県医師会、県卸協同組合などを通じ、関係者に対して周知徹底を図る。(昨年度同様)	シーズン中に卸売販売業者の在庫量等調査を月2回程度実施。医療機関については、調査できる体制を整え、必要に応じて調査を行う予定。(昨年度同様)	分割納入や、適正な数量の予約を関係者に周知するとともに、必要量の確保に把握し、円滑な流通を確保できるよう、県民に対して早期の接種、接種しなくなった場合の予約取り消しの連絡等について県や市町村、医師会等から周知。(昨年度同様)	早期接種(12月中の接種)を行うよう、各市町及び県の広報を活用し周知を図る。(昨年度同様)	医療機関及び卸売業者に対して緊急在庫調査を行い、その情報を医療機関、卸売業者、各市町等が共有の上、県民に対して情報提供を行う。なお、対応困難となった場合は、厚生労働省と協議の上、融通用に保管されているワクチンの供給等を要請したい。(昨年度同様)	地区医師会及び医療機関の協力を受け、県医師会、各市町及び各保健所等から住民に対して周知を行う予定。(昨年度同様)		
山 口					有	平成23年度メーカーから山口県内の卸売業者への供給予定量は、1mL約300千本、0.5mL約35千本。	卸売販売業者の在庫量についてはシーズン中に2度調査する。医療機関の在庫量については、ワクチン供給量に不足が予想される場合に、個別に調査する。(昨年度同様)	山口県医師会等関係者に商慣習の改善等について通知。(昨年度同様)	各市町長に対し、インフルエンザの流行時期を考慮した啓発等について依頼。(昨年度同様)	山口県医師会、卸売販売業者を通じて在庫状況を確認し、積極的に製品の融通に協力するよう依頼。(昨年度同様)	県ホームページ及び広報誌による広報。(昨年度同様)		
徳 島					有	インフルエンザ蔓延予防のための啓発	今シーズンの注文量については、昨シーズンにおける使用実績の量を限度に注文していただくなど、関係者間で調整を図る予定。(昨年度同様)	医療機関の協力を得て、卸売販売業者が随時不足調整中、県内の過不足総数を把握していく方向で検討中。(医療機関個別の情報は、健康増進課、保健所が市町村の協力を得て各医療機関から収集。卸売業者の情報は、薬務課が収集。)(昨年度同様)	医師会等を通じて、返品を前提とした注文を避け、適正な量の取扱いに努めるよう協力を求める予定。(昨年度同様)	年内の接種を動めていくが、一部市町村では流行ピークや体調不良等の理由で接種できなかった方々の接種機会を考慮し、1月中旬までを定期とする予定である。(昨年度同様)	医療機関、卸売販売業者の協力を得て、迅速に過不足状況を調査するとともに、融通を依頼する。(昨年度同様)	県及び保健所ホームページにて周知する予定。(昨年度同様)	
香 川					有		医師会を通じ、分割注文や前年の使用実績を上回らないように要請。	必要に応じて卸売販売業者及び医療機関に対して在庫状況の調査を実施。	医師会を通じ、返品を前提として注文、在庫管理を行わないよう要請。	昨年度の新型インフルエンザ接種事業を契機に、例年11月、12月であった助成期間を10月～3月に延長する。	在庫状況の調査結果をもとに、県から卸売販売業者を通じて、医療機関の融通を実施。(昨年度同様)	県ホームページ、市町の広報誌等で周知。(昨年度同様)	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
愛媛					有	医療機関、卸売業者に対し、原則として昨年の使用実績を上回らないよう要請。(昨年度同様)	医療機関、卸売業者に昨年同様、定期在庫調査を実施し、関係者へ情報提供する。(昨年度同様)	医療機関、卸売業者に対し、返品を前提とした注文を行わないよう要請する。(昨年度同様)	平成23年度新型インフルエンザワクチン接種事業については、県広報等で周知。(昨年度同様)	不足数量等の連絡を医療機関から医師会を通じて受け、在庫状況の緊急調査を実施し、県内で融通を図る。(昨年度同様)	接種可能な医療機関名を、広報・個別通知等により周知するよう市町に依頼。(昨年度同様)	
高知					無 (必要性が発生すれば、設置を検討)	過剰に在庫しないよう医療機関に通知。(昨年度同様)	実施予定。(昨年度同様)	国からの通知内容について関係機関へ周知予定。(昨年度同様)	県内全市町村で10月1日から12月31日の期間実施。啓発は、各市町村で対応。	卸間の融通。(昨年度同様)	保健所を通じて周知。(昨年度同様)	
福岡					無 (必要に応じて、感染症に関する専門家で構成された感染症危機管理対策委員会を開催。)	安定供給対策の通知に基づき依頼。(昨年度同様)	医療機関で保有するワクチン量について、必要に応じて随時調査を実施。(昨年度同様)	返品という商慣習が一般見られるため、安定供給対策の通知に基づき改善を依頼。(昨年度同様)	インフルエンザ予防接種実施要領に基づき、市町村へ12月中旬までに接種期間を設定し、接種動向を行うよう通知(発出予定)。	在庫調査に基づき、地域間等で融通を実施。	インターネット上の「ふくおか医療情報ネット」にて、県内のワクチン接種可能医療機関を検索可能。	
佐賀					無 (必要に応じて、県が医師会、卸売販売業者等へ説明を実施。なお、状況に応じて委員会を設置することもあり得る。)	市場流通に任せるが、必要量を分割して注文していただく。	市場流通に任せるが、必要に応じて在庫調査を実施。(昨年度同様)	必要量の分割注文等が行われ、返品を前提としない注文がなされている場合は、やむを得ないと考えている。また、そのような注文方法により改善できると考えている。	現在、高齢者の補助期間は12月までとしているが、延長について検討中。(昨年度同様)	市場流通に任せるが、県内においてワクチン在庫に著しく偏在認められる場合は、医療機関間の融通についても検討。(昨年度同様)	県ホームページや市町の広報などによる周知(昨年度同様)	
長崎					有	前年度の注文量を上回らないように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼。(昨年度同様)	医師会、卸売販売業者へ在庫等の調査に協力するように依頼。(昨年度同様)	返品という商慣習が改善されるように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼。(昨年度同様)	関係法令及び実施要領によることとしている。特に期限は定めていない。(昨年度同様)	地域間の融通がつかず、県内でワクチンが不足した場合には、厚生労働省へ報告。(昨年度同様)	市町において周知。	
熊本					有 (不足が見込まれた場合に開催予定。)	医師会を通じて注文の際、昨年の使用状況実績を上回らないよう周知。また、医薬品卸業協会に対して、医薬品卸業協会に対しても協力依頼。(昨年度同様)	医師会、医薬品卸業協会に短期間(3日間)での在庫把握調査への協力依頼。	医師会、医薬品卸業協会に対し返品をしないよう周知。(昨年度同様)	県において、定期予防接種対象者への公費補助は実施していない。市町村が実施主体となり、一部公費補助を実施する見込み。	在庫調査を行い、不足を生じた場合は融通協力を依頼。(昨年度同様)	医師会、市町村を通じて周知依頼。(昨年度同様)	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
大分					有	関係者に対して、平成23年8月8日付け厚生労働省三課長名通知を周知。対策委員会において、適正な注文を行うよう医師会選出委員等へ要請する。(前年度実績を上回る予防防止について医師会会員へ周知)。(昨年度同様)	10月から予防接種が開始されるため、10月はじめから3月末まで在庫調査を実施予定。(昨年度同様)	関係者に対して、平成23年8月8日付け厚生労働省三課長名通知を周知したうえで、昨年度と同様に原則返品を認めないよう関係者に通知するか、対策委員会において協議予定。(昨年度同様)	補助期間については、厚生労働省からの指示により、10/1～1/31までとする方向で市町村及び医師会と調整中。啓発については各市町村が広報誌等への掲載を検討している。	管内の在庫調査に基づき地域間等で融通する。(昨年度同様)	保健所から周知を図る。(昨年度同様)	
宮崎					有 (インフルエンザワクチン対策連絡会議を開催する予定。)	医療機関からの予約が昨年度使用実績を上回らないよう協力を要請。 また、医薬品卸業者に対し、分割納入の徹底を依頼。(昨年度同様)	医薬品卸業者への在庫調査を10月から接種シーズン終了まで定期的実施。	医師会を通じ、返品を前提として注文及び在庫管理を行わないよう要請。(昨年度同様)	公費補助期間については、市町村と連携。接種の動員については、各種広報媒体を活用。	医薬品卸売販売業者の医療機関等への納入実績をもとに、余裕のある医療機関等へ融通依頼を実施。また、県全体で不足する場合は、在庫量を精査し、国に対して放出依頼。	市町村に対し周知を依頼。	
鹿児島					無 (既存の協議会(県予防接種対策協議会)で対応のため。)	県医師会、県医薬品卸業協会を通じて、過剰とならないよう文書で依頼予定。(昨年度同様)	医薬品卸業者については、在庫数量、供給数量等を調査し、ワクチンの流通状況を確認しているが、医療機関等については、ワクチンが不足した場合に検討。(昨年度同様)	県医師会、県医薬品卸業協会を通じて、文書で改善を依頼予定。(昨年度同様)	新型インフルエンザが季節性インフルエンザへ移行したため、例年と同じような対応を各市町村で行っていたらどうか周知予定。	医療機関間のワクチンの融通及びワクチン接種可能な医療機関の紹介等を行うよう医療機関に依頼するとともに、必要に応じて医師会等を通じて在庫調査等を実施し、県内のワクチンの流通状況を把握。(昨年度同様)	県のホームページや市町村の広報誌等を活用して周知予定。(昨年度同様)	
沖縄					有 (ワクチン不足時等関係者間の調整が必要な時に設置開催)	過剰な注文を行わないよう要請。(昨年度同様)	医療機関、卸売販売業者の在庫調査を予定。(昨年度同様)	医療機関に対して適正な数量を在庫するよう要請。(昨年度同様)	多くの市町村において、公費補助期間は昨年と同様。動員の啓発策については、現在のところ把握していない。(昨年度同様)	医療機関等の在庫状況を調査し、偏在解消のための融通や接種可能な医療機関への患者の誘導などを実施。(昨年度同様)	市町村広報誌等を活用。(昨年度同様)	

各都道府県からの回答は平成23年8月30日現在のものである。

※1 昨年より変更のあった都道府県のみ記載

※2 都道府県としての考え方に変更がない場合は、以前の回答内容を記載